

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## ☞ カードで支払った医療費

Q：私は、8年の12月にクレジットカードで医療費を支払いましたが、口座から引き落とされたのは9年になってからでした。

このような場合、8年分の確定申告で医療費控除を受けることができますか。

A：8年分の確定申告で医療費控除を受けることができます。

### 【解説】

医療費控除の適用を受ける場合の医療費とは、その控除を受けようとする年の1月1日から12月31日までの間に現実に支払ったものに限られています。

すなわち、その年中に医師等から診療等を受けた場合でも、治療代を支払っていなければ、その年中の医療費とすることはできません。

最近では、医療費も高額化していて、クレジットカードで支払う人も多くなっているようです。この場合、治療代の支払いについてクレジットカードを利用した日と、その治療代が自分の口座から引き落とされた日が年をまたいでいると、医療費控除の適用は、クレジットを利用した年なのか、それとも、実際に治療代が口座から引き落とされた年なのか迷われることもあると思います。

クレジットカードの場合は、カード会社から金銭を借入れたうえで治療代を支払ったものと判断されますので、クレジットを利用した日の年が医療費控除の対象となります。

